

改正

昭和六〇年 七月規則第四一号
昭和六一年一〇月規則第六九号
平成 五年 三月規則第一六号
平成 八年 三月規則第二〇号
平成一〇年一二月規則第七七号
平成一三年 一月規則第八号
平成一六年 三月規則第七号
平成一七年 三月規則第二〇号
平成一七年 六月規則第六八号
平成二〇年 二月規則第四号
平成二六年 三月二〇日規則第一三号
平成三一年 三月二九日規則第二四号

江戸川区スポーツランド条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区スポーツランド条例（昭和五十七年七月江戸川区条例第二十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 江戸川区スポーツランド（以下「スポーツランド」という。）の開館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。

2 開館期間は、別表第一のとおりとする。ただし、条例第十五条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）は区長の承認を得て、変更することができる。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成三一年規則二四号〕

(休館日)

第三条 スポーツランドの休館日は、一月一日及び十二月三十一日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

一部改正〔平成一七年規則六八号〕

(利用時間)

第四条 スポーツランドの利用時間は、第二条第一項に定める開館時間の範囲内で指定管理者が定めるものとする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

2 利用時間は、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕

(利用料金)

第五条 条例第七条第二項に規定する付帯設備、備付器具及びその利用料金は、別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕

(利用申請)

第六条 スポーツランドの施設及び備付器具を貸切利用しようとする者は、別表第三に定める期間内に利用申請書を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 スポーツランドを一般公開利用しようとする者は、条例別表第一に定める利用料金と引き換えに利用券の交付を受けなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、条例別表第二に規定するテニスコート又はテニス・フットサルコートを利用しようとする者は、区長が別に定める方法により利用の手続を行うことができる。この場合において、当該手続により交付された利用券を指定管理者に提出することで、当該手続を第一項の手続に代えることができるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成二六年規則一三号〕

(利用承認)

第六条の二 指定管理者は、前条第一項の申請につき、その利用を承認したときは、申請した者に対して利用承認書を交付する。

追加〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成三一年規則二四号〕

(承認の変更等)

第七条 前条の規定により利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者に願い出なければならない。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成三一年規則二四号〕

(利用制限の通知)

第八条 指定管理者は、条例第九条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しく

は停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則六八号〕

（利用料金の還付）

第九条 条例第八条ただし書に規定する特別の理由により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第九条第三号の規定により、利用承認を取り消した場合 施設の利用料金 全額
- 二 利用者の責任によらない理由によって利用できない場合 施設の利用料金 全額
- 三 利用期日の三十日前までに第七条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められる場合 施設の利用料金 五割
- 四 利用者の責任によらない理由によって利用承認時間の二分の一以上を利用できない場合 施設の利用料金 全額

2 付帯設備及び備付器具の利用料金の還付については、前項各号の規定を準用する。

3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書又は利用券を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六〇年規則四一号・平成一〇年七七号・一三年八号・一六年七号・一七年二〇号・六八号・二六年一三号・三一年二四号〕

（禁止行為）

第十条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設、付帯設備又は備付器具を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

一部改正〔平成一六年規則七号・一七年六八号〕

（損害賠償の手續）

第十一条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、直ちに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに区長に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成一六年規則七号・一七年六八号・三一年二四号〕

(係員の指示)

第十二条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六八号〕

(指定申請書の提出等)

第十三条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十七条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 スポーツランドの管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成三一年規則二四号〕

(様式)

第十四条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六八号〕

(委任)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成一七年規則六八号〕

付 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和五十七年十二月規則第五十四号で、同五十七年十二月一日から施行)

付 則(中間省略)

付 則(平成一三年一月一八日規則第八号)

1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

2 この規則による改正後の江戸川区スポーツランド条例施行規則第九条、別表第一及び別表第四の規定は、平成十三年四月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年四月一日前に利用する者及びこの規則の施行前に既に承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成一六年三月一日規則第七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区スポーツランド条例施行規則の規定は、平成十六年四月一日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則（中間省略）

付 則（平成二〇年二月二六日規則第四号）

この規則は、平成二十年三月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日規則第一三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江戸川区スポーツランド条例施行規則別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三一年三月二九日規則第二四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

開館期間

施設名	期間
アイススケート場	一月から六月まで及び十月から十二月まで
屋内プール	七月から九月まで
屋外プール	七月から九月まで
テニスコート	通年
テニス・フットサルコート	通年

会議室	通年
健康ルーム	通年

全部改正〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成二六年規則一三号〕

別表第二（第五条関係）

一 付帯設備利用料金

種別	単位時間	利用料金		
夜間照明設備	一時間	三二〇円		
		ただし、小中学生は無料		
駐車場	一時間	小型・普通車	最初の一時間	二〇〇円
			以後	一〇〇円
		大型車	最初の一時間	六〇〇円
			以後	三〇〇円

備考 第四条の規定にかかわらず、駐車場の利用時間は、午前零時から午後十二時までとすることができるとができる。

二 備付器具利用料金

種別	利用区分	利用料金
ゴールネット	一式一回	二一〇円
ゴールネット（フットサル用）	一式一回	二一〇円
電光掲示板	一式一回	二、一〇〇円
コーナーマット	一式一回	四二〇円
マイクロフォン（ワイヤレスを含む。）	一本一回	二一〇円
拡声装置（ワイヤレスアンプを含む。）	一式一回	四二〇円
CDプレイヤー（CDを含まない。）	一式一回	二一〇円
テープレコーダー（テープを含まない。）	一式一回	二一〇円
卓球台	一式一回	二一〇円

備考

- 一 備付器具の利用料金は、条例別表第二に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一回とし、全日は三回として計算する。ただし、ゴールネット（フットサル用）の利用料金については、一時間を一回として計算する。

二 条例別表第二備考第三号及び第四号に規定する利用に係る一時間当たりの備付器具の利用料金は、利用料金を四で除して得た額を上限として、指定管理者が定めた額とする。

全部改正〔平成一六年規則七号〕、一部改正〔平成一七年規則二〇号・六八号・二〇年四号・二六年一三号・三一年二四号〕

別表第三（第六条関係）

貸切利用受付時期

施設名	受付時期
アイススケート場	利用月の三箇月前の月の指定管理者が指定した日から
プール	利用月の三箇月前の月の指定管理者が指定した日から
テニスコート	利用月の一箇月前から
テニス・フットサルコート	利用月の一箇月前から
会議室	利用月の三箇月前の月の指定管理者が指定した日から

備考 江戸川区主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は受付時期前に受け付けることができる。

全部改正〔平成一七年規則六八号〕、一部改正〔平成二六年規則一三号・三一年二四号〕